

令和2年度 松戸市障害者計画推進協議会

日時：令和2年11月19日（木）

午後2時00分から

場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

1 開会

2 福祉長寿部長挨拶

郡福祉長寿部長：皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、松戸市障害者計画推進協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から障害者行政に対しまして多大なるご理解、そしてご尽力をいただいておりますこと、心から感謝を申し上げます。

今年も残すところ、後1か月余りとなりました。今年は何と言ってもコロナの1年であったと思います。4月に第一波と言われる大きな波があり、そして8月にも第二波と言われる波があり、そして今、第三波が到来しようとしております。第一波の4月のときには、松戸市内でも94名の方が最大1か月で感染しました。そして8月の第二波のときには1か月で116名、そして先月10月には142名という感染者が1か月で出ております。この状況でいきますと、今月は140名を超えるのではないかと推測されます。直近では10月15日に市内16名の感染者が出ました。11月7日には15名、そして一昨日11月17日には13人という二桁を超える感染者が出ている状況でございまして、これまでに松戸市内在住の方で656名の方が感染したという状況になってございます。これから、このコロナと戦い、また、インフルエンザも来るということで、本当に緊張感を持ってこの冬場を乗り越えていかなければならないということで、引き続き、市としても全力を挙げてこのコロナ拡大防止対策に手を打つべくことを講じて、今検討を進めながら運営しているところでございます。そのような中で、この障害者計画も先送りすることはできず、この1年間、策定部会を中心にご議論いただきまして、本日ご説明をさせていただくわけですが、この松戸市の障害者計画は第2次計画となっております。平成25年度から令和2年度までの8年間の期間を期間といたしております。また、第5期松戸市障害福祉計画、そして第1期松戸市障害児福祉計画につきましては、平成30年度から令和2年度までの3年間の期間を期間としております。どちらの計画におきましても、今年度をもって終了することに伴いまして、新たな計画の素案、原案についてのご検討やご意見をいただくために、今年度より障害者計画策定部会を設置し、3回にわたって新たな計画策定に向けてご議論をいただいております。本日の協議会では、事務局より計画策定にあたっての取組み状況をご報告させていただくとともに、次期計画案について障害者計画策定部会・部会長であります大野様よりご報告をいただく予定でございます。本日は障害者計画策定部会の案についてご議論いただき、障害者計画推進協議会における次期計画案として確定をさせていただきたいと存じております。誰もが自分らしくお互いの存在を認め合い、安心して暮らせる地域共生社会を実現できるよう、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

3 議題

会長：それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず、議題1の「計画策定にあたっての取組み状況について」を事務局からお願いいたします。

事務局：議題1「計画策定にあたっての取組み状況について」をご説明いたします。お手元に資料1をご用意ください。次期計画策定に向けた取組み状況についてまとめたものでございます。

1ページをご覧ください。1に記載のとおり、昨年度本協議会においてご報告いたしましたように、市民ニーズを把握するための市民アンケート調査を実施いたしました。調査対象者数や回収率は記載のとおりでございます。参考資料として、調査結果の概要版を事前郵送資料として、委員の皆様へ配布させていただいたところですが、この調査結果をもとに、次期計画案

の第4章及び第5章の現状と課題について記載しております。

続きまして、2ページをご覧ください。2に記載のとおり、障害福祉サービス事業所と事業所を運営している法人に対して、アンケート調査を実施いたしました。調査対象者数や回収率につきましては、記載のとおりでございます。こちらの調査結果につきましては、第5章の障害福祉計画等における現状と課題の分析に活用しております。

次に、2ページ下、3に記載のとおり、障害者関係団体の皆様から、ご意見を頂戴するためのヒアリング調査を実施いたしました。今年度におきましては、新型コロナウイルスの感染防止を考慮し、書面での意見聴取とし、面談を希望した4団体に対しヒアリングを実施いたしました。対象団体は3ページに記載のとおりでございます。団体から聴取した主な意見は、策定部会報告冊子の27ページから29ページに記載しております。

次に、4ページをご覧ください。4及び5に記載のとおり、委託相談支援事業所、地域自立支援協議会委員の皆様に対して、書面にて意見聴取を実施いたしました。対象事業所と協議会委員名簿は、4ページ及び5ページに記載しております。

次に6ページをご覧ください。6に記載のとおり、障害者計画推進協議会 障害者計画策定部会を設置し、計画の素案に対し、3回にわたってご意見をいただき、次期計画案を策定してまいりました。ご出席いただいた委員は6ページに記載のとおりです。

次期計画案については、続いての議題2において、策定部会の部会長を務めていただきました大野委員よりご報告いただきます。以上、簡単ではございますが、これまでの流れの説明とさせていただきます。

会長：ありがとうございました。ただいまの議題1「計画策定にあたっての取組み状況について」、ご質問やご意見があればお願いします。なお、発言の際には、マイクのボタンを押して名前をおっしゃってからお願いいたします。発言の後には、もう一度ボタンを押して、スイッチをお切りくださいますようお願い申し上げます。それでは発言を求めます。

<特になし>

会長：続きまして、議題2の「次期松戸市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画案について」、障害者計画策定部会の部会長よりご説明をお願いいたします。

大野部会長：大野でございます。議題2の「次期松戸市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画案について」ご説明いたします。お手元に資料2-1、2-2、2-3冊子になっている松戸市障害者計画策定部会報告をご用意ください。

まず、資料2-1をご覧ください。この資料は、資料2-3冊子の次期計画案の概要・骨子となるものでございます。資料の全体を見渡していただくとおわかりになるように、計画は、第1章から第6章までの6章構成となっております。

まず、第1章は、計画策定の背景や趣旨、計画の位置づけや期間を記載しております。今回の障害者計画は、第3次障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を一体的に策定するものです。したがって、第2次障害者計画は8年の計画でしたが、障害福祉計画・障害児福祉計画とあわせ、3年間で策定いたします。

第2章は、松戸市における障害者・児の現状として、手帳所持者数等の推移や年齢構成等、障害をお持ちの方の現状についてグラフ化し、掲載しております。また、計画策定にあたっての取組み内容について記載しております。そして、次期計画案の中で新規に加えた項目として、前期計画の評価を入れております。

続きまして、第3章についてご説明いたします。第3章では、基本理念、将来像、基本目標につきまして、言及しております。基本理念、基本目標については、前期計画と変更はございませんが、地域共生社会が計画全体の目指す姿であることから、将来像のサブタイトルを「地域共生社会の実現をめざして」に変更いたしました。

次に、第4章についてご説明いたします。第4章は障害者計画を基本構成とし、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の松戸市独自の重点事業を統合しております。施策の体系に

については、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、第5章についてご説明いたします。第5章は、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画となっております。国が定める重点施策と成果目標を記載し、障害福祉サービスの利用実績と課題、見込み量及びその確保のための方策の順で記載しております。

第6章は計画の推進に向けた進捗状況や評価の仕方について記載しております。

それでは、第4章の施策の体系について、前期計画との変更点をご説明いたします。

資料2-2をご覧ください。資料2-2の左側が現行の障害者計画であり、右側が次期計画の体系の案です。また、一番左欄が国・市の関連施策をまとめた「国・市の方針」となっており、一番右の欄が「策定部会・アンケート調査結果・関係者等からの意見」となっております。また、表の色付けにつきましては、黄色が変更していない施策・取組みで、緑が見直しを行った施策・取組み、赤が新規に追加した施策・取組みとなっており、赤い太枠が重点事業です。赤字は、文言を見直したものになります。

次期計画の体系について、現行の計画が5節14施策であるのに対しまして、次期計画は5節16施策としております。また、重点事業については、現行では3事業でしたが、次期計画では、各節から1つ出す構成とし、重点5事業としております。

これから先は変更点のみご報告をさせていただきます。まず見直しを行った施策は2つです。

1つ目は、第1節「1市民意識の醸成」、「2福祉に関する教育の充実」を統合しました。現行の計画では、「1市民意識の醸成」、「2福祉に関する教育の充実」に差別解消が包含されていたため、後述いたしますが、差別解消、虐待防止、成年後見制度の普及促進を「権利擁護」として1つの施策にしたため、差別解消以外の部分を統合する形にしております。

2つ目は、第5節「2防犯・防災対策」につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、今後想定できない感染症などの取組みも考慮し、「防犯・防災及び感染症等の対策の推進」に変更し、重点事業としております。

続きまして、新規追加した項目についてご説明いたします。新規追加した項目は3つです。

1つ目は、先ほども触れましたが、第1節「3権利擁護体制の推進」です。市民アンケート調査では、依然差別・偏見があると思う方の割合は高く、障害者虐待についても通報義務があることを知らない方が6割いたことなどもあわせ、引き続き、市民の障害への理解を深めていく必要があります。また、松戸市も今年度より中核機関を社会福祉協議会に委託し、障害福祉課と高齢者支援課が共同して成年後見制度の利用促進に向け取組んでいることから、「権利擁護体制の推進」を1つの施策として追加し、第1節の重点事業といたしました。

2つ目は、第2節「4医療的ケア児等の支援体制の整備」です。現行の障害福祉計画・障害児福祉計画における松戸市独自の重点の1つとして、「医療的ケア児等の支援のための体制づくり」を掲げており、今までの実績として、松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議を設置し、障害福祉サービス事業者が医療的ケア児の受入れをできるよう取組んできた経緯もあることから、新規施策とし、第2節の重点事業といたしました。

3つ目は、第4節「5情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」です。国の定める第4次障害者基本計画に記載されている内容であることと、昨年度、松戸市では、松戸市手話言語条例を制定したことから、意思疎通支援の取組み及び多様な障害に応じた情報提供の充実に取組む必要があることから、新規施策として追加しております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

会長：ありがとうございました。ただいまのご報告について、ご質問、ご意見を賜りたいと思います。今1節から5節について、説明いただきましたが、節ごとに私の方から指名した方がよろしいでしょうか。

道塚委員：来年、パラリンピックが千葉県でも開催されます。障害者スポーツの促進ということで、実際には障害者が利用できる施設が非常に少ないということがあります。実際には千葉ホークスというバスケットボールで有名なチームがあるのですが、その千葉ホークスでさえ、なかなか練習場所を確保するのが大変だということです。千葉市が体育館に特性のゴムシートを敷いて、車いすで床が傷つかないようにして、やっと許可されているというような状況です。車いすで床が傷ついてしまうから利用できない、陸上競技場がスポーツ用の車いすだと傷をつけてしまうので使わないでほしいといったことで、利用できるところが非常に限られてしまっているということも実際にはあります。せっかくパラリンピックが千葉でも開催されるということ

ですので、その辺りをもう少し検討していただいて、障害者スポーツとして、もっと日常的に参加できる体制づくりが必要ではないかと意見として申し上げたことがありました。松戸市でも、例えば、松戸市の体育館や陸上競技場、それから障害者用のトイレが陸上競技場の中には整備されていなかったりします。そういったところをもう一度見直していただくと、障害者スポーツという形で参加できる体制ができるのではないかとということで提案をさせていただいたことがありました。

会長：ありがとうございました。パラリンピックが千葉でも行われるということで、障害者の方のスポーツができる居場所の確保ということで、今ご意見をいただきました。その点について関連するご意見等がございましたらお願いします。

事務局：障害者スポーツにつきまして、大変重要なこととして認識をさせていただいております。市内の体育館、陸上競技場等、今後とも市で整備等に入る中で、また障害者スポーツについても障害福祉課からもご意見を申し上げられるところは申し上げていながら、市でも取組んでまいりたいと考えております。

会長：ありがとうございました。それでは、1節目の新しくできました「権利擁護体制の推進」について、これは重点項目になっておりますが、萩原委員からお願いします。

萩原委員：「権利擁護体制の推進」につきましては、策定部会でも意見を言わせていただきまして、新重点として取り上げていただいたところでございます。ここに書いてあります差別解消や虐待防止、成年後見制度や日常生活自立支援事業との連携、この辺りが計画の目標になっております地域共生社会をつくっていくためには大前提となる部分です。特に虐待については、1件も起こしてはいけないといった心意気で取組まなくてはならないものだと個人的には考えておりますので、その辺りを反映していただいたものになっていると考えております。

会長：ありがとうございます。追加するご意見等ございませんか。それでは、第2節の「医療的ケア児の支援体制の整備」、ここは重点項目としておりますが、医療的ケア児が後々医療的ケア者になっていくということで、その点の支援も含めたところが必要だと書かれておりますが、この点について藤内委員、いかがですか。

藤内委員：医療的ケア児は、この前の会議の終わった後に、アンケートで医療的ケア児の口腔ケア、ブラッシング指導のやり方がわからないといった要望がありましたので、今、大学と市と歯科医師会の3者で今年度できればと考えており、支援者に向けた講演会を計画しております。それを見ながら、この時期なので実習等はできないと思いますが、いずれその方向につなげていきたいと歯科医師会は考えております。

会長：ありがとうございました。続きまして、4節の5「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」につきまして、ご意見はございませんか。右にも書いてありますように、相談支援体制自体の認知度が低いということです。実際に人手が足りないということもあり、なかなか充実するまでに至っていないということで重点項目に入っております。ここについてご意見はございませんか。文入委員、いかがでしょうか。

文入委員：勉強不足ではありますが、非常に素晴らしい体系で、この文面を見る限りは非常に私も期待しているところですが、やはり市民の立場に立って、この重点事業等が目に見える形で、市民に取組みが理解されるような方向性で実施していただけると嬉しいと思います。これに沿った実践が市民の目に届いていくことが大事だと思っております。

会長：ご意見ありがとうございました。続きまして、5節の「防犯・防災及び感染症等の対策の推進」について、今、コロナが蔓延している状況ですが、重点で災害時の避難所、避難場所を知らない人が27.6%、避難行動要支援者避難支援制度または名前を知っていると回答した人は20%くらいと非常に少なく、実際に災害が起きたときに要支援者を運ぶことができないということが危惧されます。また、今、コロナ感染症も含めた状態で、そのような人に対して具体的にどの

ような対応をするのかということについて、事務局から追加のご意見がございましたら願います。

事務局：防犯・防災体制につきまして、市では要支援者名簿を作成しているのですが、なかなか市民の方々の目に届くところまで周知ができていないというご意見もございましたので、そういった名簿の利用、また市の防災体制につきましても、障害をお持ちの方、団体の方のご意見をどこまで反映できるかというところを防災、災害対策を担当している課と今後とも協議をしてみたいと考えております。

会長：ありがとうございました。他に、全体を通してご意見がございましたら願います。

藤内委員：どこに入れてよいかわからないのですが、「きょうだい児」という言葉はご存知だと思いますが、この障害者の「きょうだい」のカバーはこの計画に入るのでしょうか。

大野委員：考え方としては、医療的ケア児支援の中には当然入ってきます。医療的ケア児支援というのは、医療的ケア児だけではなくて、医療的ケア児プラス家族、その家族の中に「きょうだい」がいれば支援ということも入ってくると、少なくとも学校では教えています。考え方としては、医療的ケア児支援の中にそれが全部含まれているという考え方は1つあるのではないかと思います。細かいところは事務局でお答えいただけますでしょうか。

事務局：「医療的ケア児等の支援体制の整備」のところでご説明いただきました。冊子になっております70ページで、具体的な取組みとしまして、普及啓発と連携・交流の推進というところで、「保健・医療・障害福祉・保育・教育など様々な分野の関係機関が協議する場を持ち、現状把握や課題分析、対応策の実施、検証に取り組めます。」その下で、「医療的ケア児等に関する地域住民への普及啓発や、家族・きょうだい同士の交流を推進していきます。」という形で、きょうだい、家族、また、地域共生というかたちで地域ぐるみの中で支援をしていくというところで具体的な取組みとさせていただくような方向性を持っております。

道塚委員：防犯・防災のところで、実際に要支援者の名簿ができていると思うのですが、ある自治会の方に伺う機会があり、自治会で高齢化していて名簿はあるのだけれど、その要支援者の人を助けることが難しい。全員に対して手助けすることが難しい状況が自治会にはあり、それをどうするか、自治会では問題になっているということでした。つい最近のことなのですが、そういったことがこの松戸市内でも地域によっては起きているのではないかという感じがします。実際に名簿があっても、災害が起きたときに手助けできないという状況が起きてくる地域があるのではないかという心配があります。その辺りを検討してもらえたらよいのかなと思います。

事務局：貴重なご意見をありがとうございます。そのような実態があるということにつきまして、市の内部機関において1つの課題として検討させていただければと思います。

会長：昨日の災害の会で、医療的ケア児も障害のある人も災害になったときには、一般の人だと元気な人が災害になって怪我を負うと、トリアージという選別をするわけですが、医療的ケア児や障害を持っている人は既にトリアージされているという前提条件で動くということです。その辺を加味した対応ということで、前もって選別されてるということで昨日ご意見があり、私も納得したところです。

前に戻って、1節の1「市民意識の醸成について」を皆さんのご意見を伺いたいと思います。

右側にあるように、障害のある人への差別・偏見があると思う人の割合は約半数以上を超えておまして、非常に大きな問題だと思います。今、やはりコロナの状態になって、障害者の雇用の面でも顕在化していると思います。実際にコロナに感染した人に対しての差別もマスクでは多く語られているので、この辺のところでご意見をいただければと思います。

柳町委員：障害のある方への差別として、会社に雇用されている方が、優先的に外されているということが言われております。そういったお仕事されているところでの差別は、このコロナの時代、もう致し方のないことなのかなと思うのですが、その方が今度地域に戻って来られて、私たち

のところに入って来られるのかなと思うのですが、そういった障害の方を優先的に解雇するということも含めながら、差別があるのかなと思っております。

平山委員：意識の問題ですが、私たちが一番ぶつかるのは、例えばグループホームを建てようかなと思うと、やはり地域の方の反対が起きます。事前に町会の方を含めてお話を伺ってはいくのですが、具体的に建築が始まった段階で、うちの場合、一度だけ町会の方の数人が文書で持って、「この町に住んでもらったら困る、何をするかわからない」ということで来られました。「そんなことはありません」ということで、こちらはある程度、契約を含めてもう進んでいるので今さら白紙にはできないということもあり、4度、5度集まっていたき、説明会を行いました。文書での抗議を受けたという経験もあるのですが、そういった点ではまだまだ接していないことによる偏見・差別意識がやはり強いのだとつくづく感じます。自分の町会に来るとなると反対となってしまいます。よその町会ならばそんなに騒いだりしないのですが、我々もそうなのですが、身近な利害が絡むとやはり本音が出てくるということです。そういったことによくぶつかります。今後もそういったところを理解してもらえようような努力をしていきたいと思っております。

会長：具体的な啓発活動について、ご提案はございませんか。

平山委員：市全体から啓発活動を含めた市民向けの様々な取り組みを行ってほしいと思う反面、我々は民間レベルで何をしていくのかということが大事なのではないかと思っています。そういった点では、施設そのものをできるだけ閉鎖的にしないで開放的にして、近隣の方と交流ができる場をつくっていきこうと思っています。うちの場合は、夜や土日に地域の方たちの会合などに施設を利用してくださいという形で開放しています。そうしていろいろな人たちと顔見知りになることで、やはり障害を持っている方の一人ひとりの暮らしぶりや、生きづらさなどの理解を深めていく積み重ねが片方では地道にやっけていながら、後は行政を含めた市民意識の向上、理解・促進に協力していければと思っています。

会長：行政からご意見はありますか。

事務局：行政からも差別解消・虐待防止については、講演会等や市民向けの講座等も開催させていただいているところではございます。ただ、障害をお持ちの方というのはこういう人ですというような形で、なかなか市から地元の方への説明等、そこが最初の取っ掛かりと言いますか。障害の特性を知ってもらうことについても、今後 何らかの形で市からも広報活動をしていながら、差別をなくしていくという方向に持っていけたらと思います。

文入委員：解決策といった前向きな発言ではないのですが、障害を持った方々と健常者との交流は大事だということは何だでもわかっています。必要さも十分わかっているのですが、なかなかチャンスがありません。私の町会にも障害のある人がいらっしゃいます。その方と親交を深めて町会の行事等にお誘いしたことはあるのですが、例えば、盆踊りなどでもちょっと見に来るといったことはなさっているようですが、なかなか一緒に遊んだり、交流ができるということがないです。例えば、各町会等でそういった視点をもってもらえると、少しずつでも障害のある方と、それからの方とが触れ合う場をつくっていくという理想に近い形ができていくのではないかと思います。社会福祉協議会で交流の場をつくらなければいけないということで、ハートフル交流会をやって5年くらい経ちます。地域ごとにもっと広がっていけばよいと思いますが、なかなかそういった現状にはなりません。ですから、例えば、こういった会議に出てくださっている委員さんの所属母体の方たちから、少しでも発信ができるような方策を考えないといけないと思っています。社会福祉協議会のハートフル交流会といっても、固定してしまっていて、広がりがなかなかできないのが悩みです。皆様からお知恵をいただきながら、少しずつでも広めていかなければいけないと思っています。

会長：貴重なご意見、ありがとうございました。教育の現場でも非常に重要な働きになっているかと思っております。大野委員、いかがでしょうか。

大野委員：発言の機会を頂戴しまして、ありがとうございます。細かい施策については、概ね皆様方ご了承いただける部分ですし、3回の策定部会を通しまして、様々な立場から様々な意見をいただきながら、事務局にまとめていただきましたので、そこは大丈夫だと思います。やはり大前提として、障害者の計画ではなく、障害者がともに暮らす地域の計画でなければならないというところですね。障害者だけのために我々はやったのではなく、松戸市に住む人ということで、松戸市全体がこの計画を果たしてやり切る覚悟があるかというところが、多分、今回のサブタイトルの「地域共生社会の実現をめざして」というところになってくるのだと思います。まだ、地域共生社会というものが、市民権は名前としては得たのかもしれませんが、中身的にはまだ市民権が得られていない、どのようなものかというところが大学でもいろいろな言い方をしているところになっている状況で、この地域共生社会、一番単純に言えば、共に生きる社会です。共に生きる社会というものをどうやって構築するかという点については、もちろん民間レベルもそうですし、町内会レベルもそうですし、今、文入委員が提示されたことは松戸だけではなく他の地域でも、私もいろいろな調査をしながらわかっていることなので、地域全体もそうですし、何よりもやはり市役所といったものがチームになって、障害、高齢、児童あるいは教育、建築、バリアフリーも含まれるので道路もそうですね。そういったものを乗り越えて、チーム松戸市役所で取組めるか、それができたら初めて多分「チーム松戸市」になるのだと思います。そこを考えると、3年間はチェックの期間であって、3年間で全部達成できるかどうかというところは、計画をつくったものとして言うてはいけませんが正直わかりません。でも、何年かかってもここに書いてあるものをよりよくするものを達成していき、我々の世代でできなかったら次の世代で達成していくくらいの覚悟と気持ちが、地域共生社会というものの実現につながっていくのだと個人的には考えています。地域は変わるのだと言って変わるものではないので、やはりやっていきながら変わっていかねばいけないものなので、一個一個の積み重ねだと思います。その積み重ねの最初の石が今回の計画であればよいと個人的には考えております。

会長：ありがとうございました。地域共生社会の実現に向けてどうするかということ、この計画の中に盛り込んであるというところだと思います。

平山委員：今、コロナの感染問題で、障害を持っている方の家族を含めて議論になっているのが、親御さんが感染した場合です。やはり支援する方がいないと、障害者が1人残されるという状態に対して、松戸市は何か道しるべがあるのでしょうか。子どもの場合、障害児の場合だと児童相談所で2週間預かる体制ができているとか、障害者の場合は、どこかの施設で2週間預かる体制になっているとか、その辺の具体的な指針がもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。なければこの政策を含めて、そういったところの具体化を進めるなど、取組みをしてほしいと思います。

事務局：現在、児童は児童相談所で対応していただいている中、障害者については環境が整っているかと言うと、まだそこまでの環境は整えていないところです。そのような相談があった場合、市の職員で一時的に預かっていただける施設等を探して、しばらくそちらに入らせていただくなどの対応等をしているところでございます。この計画の中ですと、109ページをご覧ください。「感染症等に対する備えの検討」という項目をつくらせていただいております。下の表の真ん中に、災害や感染により支援者が不在となった場合の対応ということで、「災害発生時や感染症等により、支援者が不在となった場合に、在宅の障害児者を支援する体制について県等、関係機関と連携を図るなど体制を整備します」ということで、この中では掲げさせていただいております。今後、新たな体制整備について前向きに取組んでいきたいと考えております。

平山委員：できましたら、なるべく具体化した形でお願いしたいと思います。相談に来ていただければ相談に応じますという言い方にしか聞こえていません。松戸市はこのような施策で対応しますという方針を各関係団体に早く出していただけて広めてほしいです。安心して相談に来てくださいといったことも含めて、そういったものが特にここで第3波になってきているので、みんなどうしたらよいか悩んでいるところが多いです。できたら周知徹底も含めて対策していただけるとありがたいです。

会長：他にご意見はございませんか。いろいろな貴重な意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。大野部会長からまとめもいただきましてありがとうございました。ある程度、議論が尽くされたという感がありますが、よろしいでしょうか。それでは議論が尽くされたということで、会長である私と事務局の相談のもと、策定部会からの案をベースに、本日の議論に沿って必要な修正等加えた上で、今後パブリックコメントにかけていきたいと存じます。ご了承いただきたいと思います。ありがとうございました。では、そのように取り扱わせていただきます。

以上で今日の議事は終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

事務局：委員の皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度松戸市障害者計画推進協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりご出席いただきありがとうございました。